

和歌山労働局発表
平成 20 年 5 月 30 日
県・市同時配布

担 当	和歌山労働局 総務部企画室
	室 長 井畑 清
	室長補佐 中田 逸郎
	電 話 0 7 3 - 4 2 2 - 2 1 7 1
	F A X 0 7 3 - 4 2 2 - 0 1 5 5

平成19年度個別労働紛争解決制度の運用状況

- | | | | |
|---|----------------|---|-------------------|
| 1 | 総合労働相談件数 | : | 8,316 件 (8,632 件) |
| 2 | 民事上の個別労働紛争相談件数 | : | 2,088 件 (1,720 件) |
| 3 | 助言・指導申出受付件数 | : | 71 件 (87 件) |
| 4 | あっせん申請受理件数 | : | 84 件 (69 件) |

注) () の件数は、平成 18 年度の件数。

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」は、平成 13 年 10 月 1 日施行。

依然として厳しさの残る雇用情勢のもと、平成 19 年度に県内総合労働相談コーナー等に寄せられた総合労働相談件数は、8,316 件（前年度比 3.7%の減）となった。これらの相談の中で、労働関係法上の違反を伴わない民事上の個別労働紛争相談件数は、2,088 件（前年度比 21.4%の増）となった。

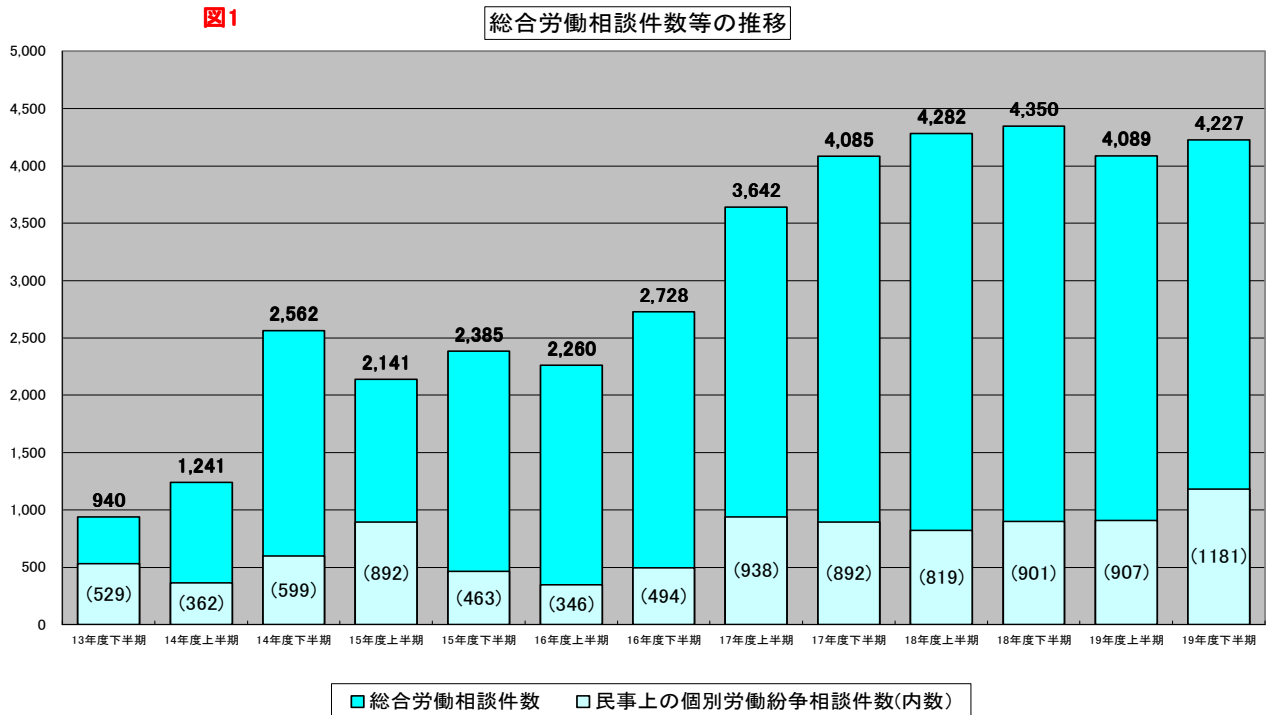
個別労働紛争の相談の内容は、解雇に関するものが 21.1%と最も多く、次いでいじめ・嫌がらせに関するものが 20.8%、労働条件引下げに関するものが 13.4%と続いている。

これら個別労働紛争の相談において、自主的な解決が見られなかった事案のうち、個別労働紛争解決制度における労働局長の助言・指導の申出を受け付けした件数は 71 件（前年度比 18.4%の減）、紛争調整委員会のあっせんの申請を受理した件数は 84 件（前年度比 21.7%の増）となっている。

1 総合労働相談受付状況

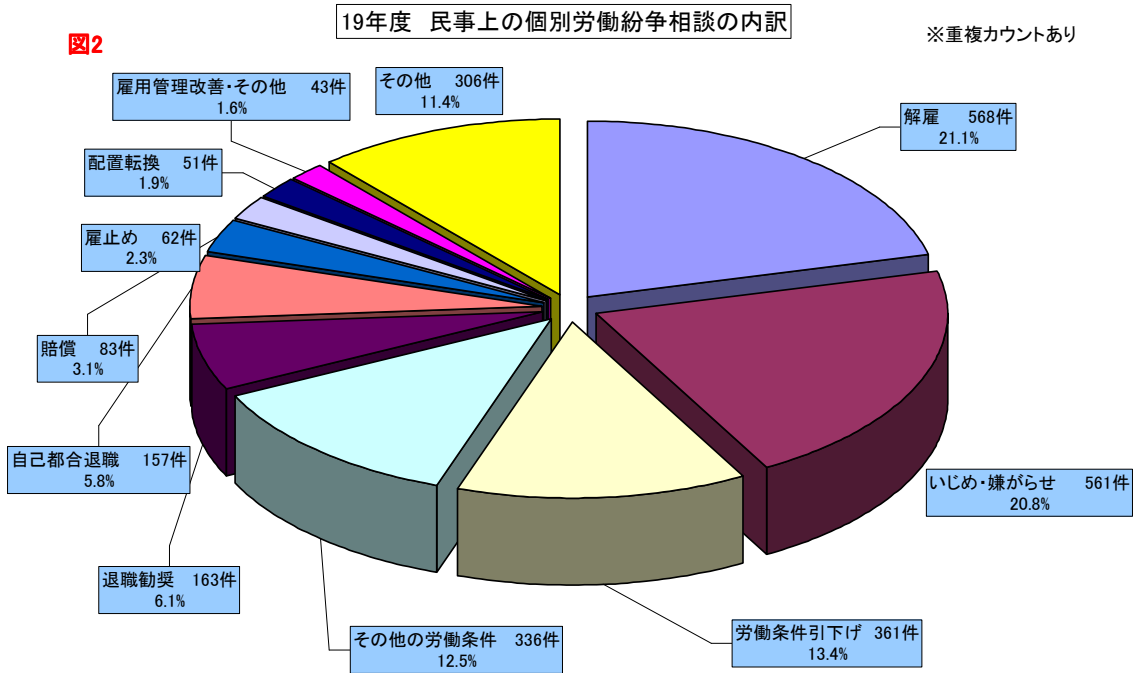
和歌山労働局、労働基準監督署内において、労働に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを開設しているところであるが、平成19年度1年間に寄せられた相談は8,316件であった。

これらの相談の中で、労働関係法上の違反を伴わない、解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが2,088件となっている。



また、民事上の個別労働紛争に係る相談内容は、依然として厳しさが残る雇用情勢を反映して、解雇に関する内容が21.1%と最も多く、次いで、いじめ・嫌がらせに関する内容が20.8%、労働条件引下げに関する内容が13.4%、その他の労働条件に関する内容が12.5%、退職勧奨に関する内容が6.1%、自己都合退職に関する内容が5.8%、と続いている。

図2

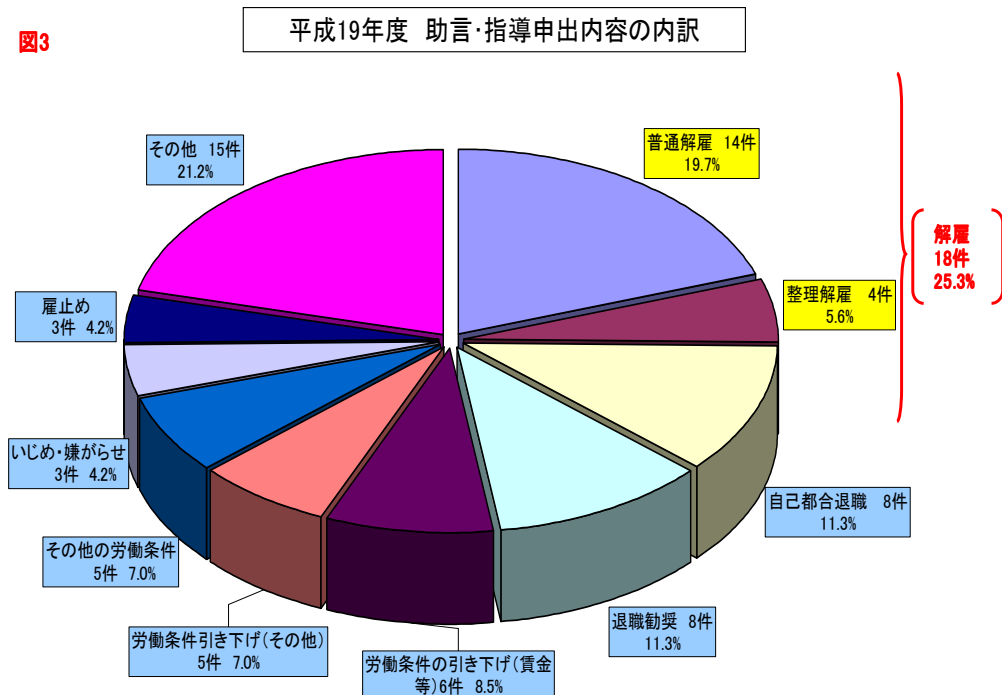


2 労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの状況

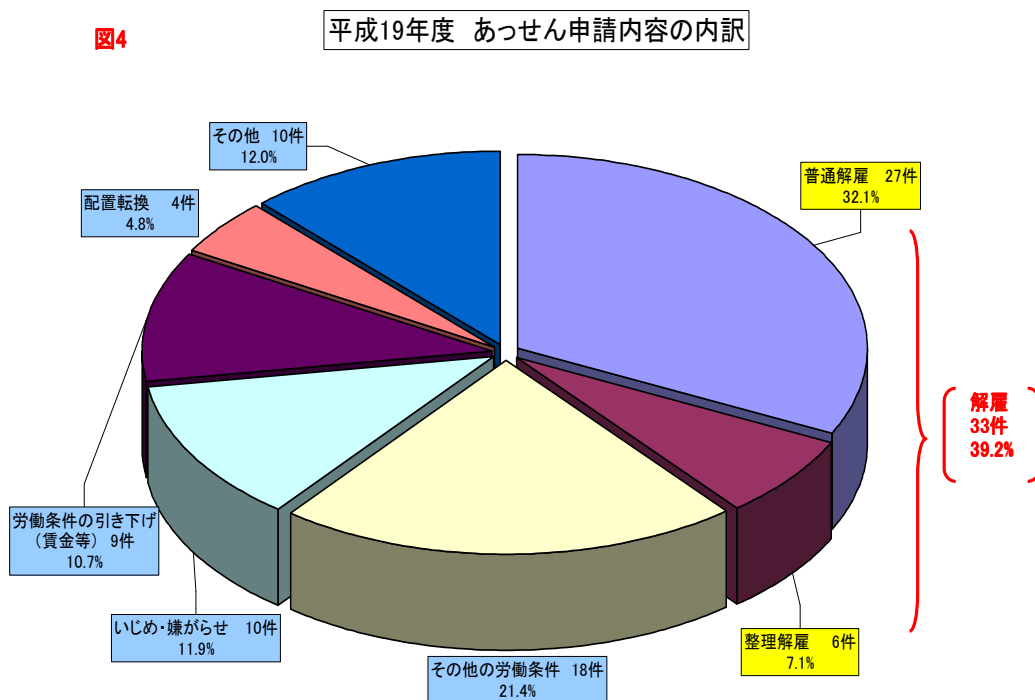
平成19年度の個別労働紛争解決制度に係る助言・指導申出受付件数は71件、あっせん申請受理件数は84件であった。

助言・指導申出の内容については、解雇(普通・整理解雇)に関する内容が25.3%とその約4分の1を占め、自己都合退職と退職勧奨に関する内容が、それぞれ11.3%、労働条件の引下げに関する内容が15.5%、その他の労働条件に関する内容が7.0%、いじめ・嫌がらせ・雇止めにに関する内容がそれぞれ4.2%、となっている。

図3



あっせん申請の内容については、解雇（普通・整理解雇）に関する内容が39.2%、その他の労働条件に関する内容が21.4%いじめ・嫌がらせに関する内容が11.9%、労働条件の引き下げに関する内容が10.7%、配置転換に関する内容が4.8%と続いている。



平成19年度中にあっせん手続きを終了したものは82件である。

《あっせん終了内訳》

- ・ あっせんによる合意の成立 34件
- ・ 申請の取下げ 10件
- ・ あっせんの打切り 35件
- ・ その他 3件

3 県内総合労働相談コーナー

和歌山労働局総合労働相談コーナー

和歌山市中之島2249 TEL073-422-3233

和歌山総合労働相談コーナー（和歌山労働基準監督署内）

和歌山市中之島2249 TEL073-431-0211

橋本総合労働相談コーナー（橋本労働基準監督署内）

橋本市東家6丁目9の2 TEL0736-32-1190

田辺総合労働相談コーナー（田辺労働基準監督署内）

田辺市明洋2丁目24番地1号 TEL0739-22-4694

（平成20年4月1日 現在）

4 その他

◎労働局長による助言・指導とは

労働局長が、個別労働紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、紛争当事者が自主的に紛争を解決することを促進する制度です。

なお、これは、紛争当事者に一定の措置の実施を強制するものではありません。

◎あっせんとは

当事者の間に学識経験者である第三者が入り、双方の主張の要点を確かめ、場合によっては、両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の円満な解決を図る制度です。

◎紛争調整委員会とは

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されています。この紛争調整委員会の委員のうちから指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。